

令和2年度青森県農地中間管理事業推進方策

青 森 県

(公社)あおり農林業支援センター
(農地中間管理機構)

(一社)青森県農業会議
(農業委員会ネットワーク機構)

青森県土地改良事業団体連合会

1 取組方針

県では、本県農業の持続的発展を図るため、本県農業の担い手に農地の9割を集積・集約化することを目標として、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）による農地の利用集積と有効活用を進めています。

本県における担い手への農地集積率は、機構事業が始まった平成26年度当初の43.5パーセントから平成30年度末の55.1パーセントと、年々高まっており、これまでの取組の成果が現れてきています。

令和2年度は、機構事業の5年後の見直しにより、事務手続の簡素化や期間短縮など、機構事業がより活用しやすい仕組みに改善されたほか、各地域において人・農地プランの「実質化」の取組が本格化することから、これを契機に担い手への農地の集積・集約化を一層加速させていくこととします。

このため、県、公益社団法人あおり農林業支援センター（以下「支援センター」という。）、一般社団法人青森県農業会議（以下「農業会議」という。）及び青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）の4者が連携し、以下の取組を重点的に推進します。

2 取組内容

(1) 関係機関の連携による人・農地プランの確実な実質化に向けた取組強化

令和2年度中の人・農地プランの「実質化」に向けて関係機関が連携しながら地域の話合いの活性化を図り、担い手への農地の集約化に関する将来方針など地域の合意形成を促進します。

また、地域の話合いの場における農業委員会の役割が法令で明確化されたことから、「農地利用の最適化」の業務を担う農業委員や農地利用最適化推進委員の各地域における活動強化を支援します。

- ① 農業委員会やJ Aグループ等による情報収集や地域の話合いの活性化に向けた農業者の参加誘導
- ② 農地利用最適化活動をフォローアップする研修会等を実施
- ③ 確実に人・農地プランを実質化するため、アンケート調査を基にした現況の地図化と担い手への農地の集約化に関する将来方針作成への積極的な関与と支援
- ④ 農業経営相談所による地域の担い手となる集落営農組織等への重点支援

(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開

地域によって農業経営の特徴や農地集積の状況が大きく異なることから、市町村が地域の実情を踏まえて「重点取組事項」を設定し、関係機関・団体が連携してその実践を支援します。

また、集落営農法人や大規模経営体への個別訪問による機構事業の活用の誘導や、法的な手続をしていない農地の貸借（いわゆるヤミ小作）から機構事業による利用権設定を促すなど、対象者や内容を絞り込んだ集中的な取組を展開します。

さらに、機構事業の特長である農地の中間保有機能を活用し、「集積」から担い手同士の農地の交換などによる「集約化」への取組に向けた環境づくりを進めます。

- ① 地域の実情を踏まえた市町村ごとの「重点取組事項」を設定
- ② 重点取組期間を設定し、地域や対象者などを絞り込んだ機構事業の活用の働きかけ
- ③ 集落営農法人や大規模経営体への機構事業の活用を誘導
- ④ 地域内における農地中間管理権を設定する農地を拡大し、農地の集約化を目指した担い手同士の農地の交換を円滑に実施する環境を整備
- ⑤ 農地利用集積円滑化事業から機構事業への一括承継等の推進
- ⑥ 畑地や樹園地等におけるヤミ小作から機構事業を活用した利用権設定への誘導
- ⑦ 県りんご協会やJ A等の関係機関と連携して円滑な樹園地継承を促進
- ⑧ 中山間地域における地域集積協力金の活用促進

(3) ほ場整備事業と農地中間管理事業の連携強化

ほ場整備事業実施地区や予定地区において、事業推進協議会などの話合いの場に参加し、機構事業の活用を促進します。

また、農地中間管理機構が借り入れた農地について、農業者の負担なしではほ場整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連事業」という。）を円滑に推進するため、関係機関が連携して事業の進捗に応じた支援を行うなど、ほ場整備を契機とした担い手への農地の集積・集約化を推進します。

- ① ほ場整備事業実施地区における事業推進協議会への参画と機構事業の周知
- ② 関係機関との連携による機構関連事業の推進
- ③ ほ場整備事業実施予定地区において、地域営農ビジョン等の作成を支援
- ④ 土地改良区への業務委託による、ほ場整備事業実施地区の農業者への機構事業の周知と貸付事務等を実施

(4) 農地中間管理事業の5年後の見直しによる新たな制度内容の周知徹底

機構事業の見直しにより、これまで煩雑で時間を要した事務手続が簡素化・短縮化されてより活用しやすくなったことなどについて農業者に広く周知します。

また、農業者はもとより、農地の出し手となり得る県民の関心が高まるように継続して広報活動を実施します。

- ① 農業者への機構事業の事務手続簡素化などの周知徹底
- ② 県民への新聞、ラジオ、広報紙等を活用した広報活動を実施

3 推進に向けた関係機関の役割分担

業務内容	機関・団体	県(県民局)		機 構	農業 会議	県土連	市町村		農 協	改良区	りんご 協 会
		農地集積	農地整備				担当課	農委			
(1) 関係機関の連携による人・農地プランの確実な実質化に向けた取組強化											
①情報収集や話し合いへの参加誘導		○(○)		○	○		②	①	②	○	
②農地利用最適化研修会等の実施		②(○)		○	①	○					
③プラン実質化に向けた関与・支援		②(②)		○	①	○	○	①	○	○	
④集落営農組織等の重点支援		①(①)		②			○	○			
(2) 取組内容や対象の重点化による集中的な取組の展開											
①重点取組事項の設定		②(②)		○		○	①	①	○	○	
②重点期間の設定と働きかけ		①(○)		①	②	②	○	○	○	○	○
③大規模経営体等への事業活用誘導		②(②)		①	○		○	○			
④集約化に向けた農地交換の環境整備		○(○)		①			②	②			
⑤円滑化事業の一括継承等の推進		○()		①			②		①		
⑥ヤミ小作から機構事業への誘導		①(②)		①	①		②	②			
⑦樹園地継承の促進		①(②)		①			②	②	○		○
⑧中山間地域における協力金の活用		①(②)		○	○		②	○			
(3) ほ場整備事業と農地中間管理事業の連携強化											
①事業推進協議会への参画等		(○)	(①)	○		○	②	○		②	
②機構関連事業の推進		○(○)	①(①)	②		②	①	○		○	
③地域営農ビジョンの作成支援		○(②)	○(①)	○		○	○	○	○	○	
④土地改良区への業務委託等		○()		①		○	○	○		①	
(4) 農地中間管理事業の5年後の見直しによる新たな制度内容の周知徹底											
①農業者への機構事業の周知		①(○)		①	○	○	①	②	○		
②新聞・ラジオ等による広報活動		①(○)		①	○		②	②	○		○

(注) 1 ①～②は主体的な順位 ○は積極的に協力 無印の場合でも状況に応じて協力

2 農地集積⇒構造政策課、(県民局)農業普及振興室、農地整備⇒農村整備課、(県民局)農村整備担当課。